

都指定（認定）病院の指定（認定）要件改正の  
基本的な考え方について

# 病院機能部会について

【概要】 東京都がん診療連携拠点病院、東京都がん診療連携協力病院及び東京都小児がん診療病院の指定・認定要件等について検討する会議体

## 東京都がん対策推進協議会

○ 「東京都がん対策推進計画」に基づき、東京都におけるがん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため議論を行う

### (1) がん計画推進部会

○ 計画の目標達成に向け、議論が必要な事項について、分野ごとに課題や、推進方策等を検討

予防・早期発見・教育WG

AYA世代がんWG

緩和ケアWG

就労支援WG

### (2) 病院機能部会

○ 東京都がん診療連携拠点病院、東京都がん診療連携協力病院及び東京都小児がん診療病院の指定・認定要件等について検討

# 拠点病院等の概要及び整備状況等の比較

## 【国】がん診療連携拠点病院等

## 【都】東京都がん診療連携拠点病院

## 【都】東京都がん診療連携協力病院

|         |  |   |  |
|---------|--|---|--|
| 概要      | <ul style="list-style-type: none"> <li>がん医療の均てん化を目指し、専門的ながん医療の提供等の役割を担う病院として、厚生労働省が整備を進めている病院<br/>【平成13年度～】</li> <li>都道府県の推薦を踏まえて、厚生労働大臣が指定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「がん診療連携拠点病院と同等の高度な診療機能を有する医療施設」として都が指定する病院<br/>【平成20年度～東京都認定がん診療病院】</li> <li>【平成27年度～東京都がん診療連携拠点病院】</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>がんの発症部位ごとに充実した診療機能を持つとして都が指定する病院<br/>【平成24年度～】</li> </ul> |
| 整備状況    | 都内29か所<br>①[都道府県がん診療連携拠点病院] 2か所<br>②[地域がん診療連携拠点病院] 26か所<br>③[地域がん診療病院] 1か所<br>※この他、都内には国立がん研究センター中央病院（中央区）がある。   | 都内9か所   | 都内20か所   |
| 機能強化補助金 | 国1/2、都1/2  | 都10/10  | なし   |

## 【国】小児がん拠点病院

## 【都】東京都小児がん診療病院

|         |  |   |
|---------|--|---|
| 概要      | <ul style="list-style-type: none"> <li>小児・AYA世代の患者が全人的な質の高いがん医療及び支援を受けることができる体制を確保するため、厚生労働省が整備を進めている病院<br/>【平成24年度～】</li> <li>都道府県の推薦を踏まえて、厚生労働大臣が指定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>都内の小児がん拠点病院等との医療連携の推進を図り、小児がん患者に対し、速やかに適切な医療を提供することを目的として都が認定する病院<br/>【平成25年度～】</li> </ul> |
| 整備状況    | 都内2か所  | 都内13か所  |
| 機能強化補助金 | 国10/10   | なし  |

# 指定(認定)要件の見直しに向けたスケジュール(予定)について

|     | 令和4年度   | 令和5年度   | 令和6年度   |
|-----|---|---|---|
| 国指定 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     8月<br/>新整備指<br/>針通知                 </div> | <div style="border: 2px solid blue; padding: 10px; display: inline-block;">                         新指針による指定                     </div> |   |
| 都拠点 |   | 7月<br>第4回病院機能部会   | 8月<br>第5回病院機能部会   |
| 協力  |   | 10月<br>設置要綱(都)改正  | 更新／新規申請受付   |
| 小児  |   | 審査等   | <div style="border: 2px solid blue; padding: 10px; display: inline-block;">                         改正設置要綱による<br/>指定(認定)                     </div> |

## 【第4回(今回)】

- 都指定(認定)病院の指定(認定)要件改正の基本的な考え方について

## 【第5回】

- 都指定(認定)病院の指定(認定)要件案について

# がん診療連携拠点病院等の整備指針の見直しについて(令和4年8月)

厚生労働省第22回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会 資料1  
令和5年1月19日

## 今回の整備指針の見直しのポイント

### 都道府県協議会の機能強化

- 希少がんや特殊な治療法についての役割分担
- 感染症のまん延や災害等におけるBCPに関する議論
- 都道府県内の診療機能および実績の収集・分析・評価・広報
- 診療従事者の育成および適正配置に向けた調整

### 更なるがん医療提供体制の充実

- がんリハビリテーションの体制整備
- 全ての診療従事者の緩和ケアへの対応能力の向上
- がん相談支援センターの周知に向けた取組

### それぞれの特性に応じた診療提供体制

- 希少がん・難治がんに対する対応
- 小児・AYA世代のがん患者に対する対応
- 妊孕性温存療法のための体制整備
- 高齢者のがん患者に対する対応

### 指定に関する課題の整理

- 地域がん診療連携拠点病院(高度型)の廃止
- 医師数が300人以下医療圏における緩和要件の原則廃止
- 要件未充足の際の指定類型見直しについての整理

## 今回の指定要件見直しのポイント

厚生労働省第9回小児がん拠点病院等の指定に関する検討会 資料2  
令和4年12月22日

### 拠点病院・中央機関の 役割の明確化

- 拠点病院は地域ブロック内の小児がん診療体制整備を牽引する
- 中央機関は人材育成、研究開発、中央病理診断についても国内の体制整備を行う

### 適切な集約化に向けた 連携病院類型の見直し

- 連携病院類型1について、年間新規症例数が20以上の施設を類型1-A、そうでない施設を類型1-Bと分類
- 連携病院での院内がん登録を要件化

### 長期フォローアップ 相談支援について

- 長期フォローアップに関する適切な連携体制の整備・検討
- がん・生殖医療を含む小児・AYA世代の相談支援の強化

### 指定のあり方について

- 拠点病院については、コンペティションで優れた病院を指定する
- 連携病院については、指定要件を満たす施設の中から、地域ブロック協議会で議論し拠点病院が指定する

## 指定要件改正の基本的な考え方について（東京都がん診療連携拠点病院）（案）

東京都がん診療連携拠点病院は、「がん診療連携拠点病院と同等の高度な診療機能を有する医療施設」として東京都知事が指定する病院であることを踏まえ、次のとおり、現行要件を改正する。

原則として、がん診療連携拠点病院の新要件と同様の要件とする。  
ただし、相当の理由がある場合は、個別に判断する。

### 要件緩和の基本的な考え方

### 要件緩和／特例措置の例示

① 人員配置体制の充実に資する新要件については、新規雇用や配置転換に時間を要する可能性があることから、経過措置を設け、猶予期間を与える

「放射線治療部門に、専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を配置すること」について、経過措置を設け、猶予期間を与える

② 国指定でなければ充足できないものに関しては、指定要件としない

「政策的公衆衛生的に必要性の高い調査研究に協力すること。また、これらの研究の協力依頼に対応する窓口の連絡先を国立がん研究センターに登録すること。」について、国指定の病院については現況報告様式を用いて、国立がん研究センターに連絡先を登録するが、都指定の病院については登録が困難であるため、下線部について、削除する

## 指定要件改正の基本的な考え方について（東京都がん診療連携協力病院）（案）

東京都がん診療連携協力病院は、都が指定する、がんの部位（肺・胃・大腸・肝・乳及び前立腺）ごとに充実した診療機能を持つ病院であることを踏まえ、次のとおり、現行要件を改正する。

診療機能（医療安全の推進等を含む）については、原則、がん診療連携拠点病院の新要件と同様の要件とする。ただし、相当の理由がある場合は、個別に判断する。

### 要件緩和の基本的な考え方

### 要件緩和／特例措置の例示

- |   |  |
|---|--|
| ① 部位ごとの指定であることを考慮して、例外として要件緩和や特例措置を行う   | ・ 希少がん、小児がん、AYA世代のがん患者に関することについては望ましい要件とする   |
| ② 人員配置体制の充実に資する新要件については、新規雇用や配置転換に時間を要する可能性があることから、経過措置を設け、猶予期間を与える               | ・ 「放射線治療部門に、専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を配置すること」について、経過措置を設け、猶予期間を与える  |
| ③ 地域の支援機能として行う、地域の関係者などを集めた研修の開催などについては、拠点病院を中心とする役割として定められているため、協力病院に関しては要件を緩和する | ・ 自施設の患者に相談対応する窓口の院内設置は必須要件とし、がん相談支援センターの設置は望ましい要件とする<br>・ 都道府県協議会への参加は望ましい要件とする   |
| ④ 国指定でなければ充足できないものに関しては、指定要件としない  | 「政策的公衆衛生的に必要性の高い調査研究に協力すること。 <u>また、これらの研究の協力依頼に対応する窓口の連絡先を国立がん研究センターに登録すること。</u> 」について、国指定の病院については現況報告様式を用いて、国立がん研究センターに連絡先を登録するが、都指定の病院については登録が困難であるため、下線部について、削除する |



# 認定要件改正の基本的な考え方について（東京都小児がん診療病院）（案）

都は、小児がん患者の診療実績のある都内の病院を「東京都小児がん診療病院」として独自に認定している。また、都内2か所の小児がん拠点病院と13か所の東京都小児がん診療病院による「東京都小児がん診療連携ネットワーク」を構築し、連携して医療提供体制を確保している。このことを踏まえ、次のとおり、現行要件を改正する。

原則として、小児がん拠点病院の新要件と同様の要件とする。  
ただし、相当の理由がある場合は、個別に判断する。

## 要件緩和の基本的な考え方

## 要件緩和／特例措置の例示

① 症例数については、全ての要件を満たさない場合には治療の提供体制や地域性を考慮して認定を行う

診療実績要件を満たさない場合は、次の要件の充足状況を鑑み、個別に認定の可否を検討する

- 特定のがん種について、集学的治療等を提供する体制を有するとともに、標準的治療等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供することが可能であること
- 小児がん患者等の長期フォローアップが可能な体制を有するとともに、患者の状態に応じた適切な治療が必要な場合、自施設において適切な治療を提供することが可能であること
- 地域性等、認定に当たってその他特別に勘案すべき事項があること

② 骨髄・さい帯血等の移植医療に係る第三者認定について、要件を満たさなくても診療機能に影響はないため、要件を緩和する

「小児がんに係る骨髄・さい帯血等の移植医療について、第三者認定を受けた医療施設であること」については望ましい要件とする